

平成29年度第2回茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険 事業計画推進委員会会議録

議題	<p>(議題)</p> <p>議題1 平成28年度要介護認定状況、介護給付費の推移について(報告)(資料1-1~1-3)</p> <p>議題2 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価及び第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画への事業の位置づけ並びに課題について(意見聴取)(資料2-1~2-5)</p> <p>議題3 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業所及び地域密着型サービス事業所の指定について(意見聴取)(資料3-1、3-2)</p> <p>議題4 平成28年度地域包括支援センター運営評価について(意見聴取)(資料4-1、4-2-①~⑫、参考資料1、2)</p> <p>議題5 その他</p>
日時	平成29年7月28日(金) 14時~16時30分
場所	本庁舎5階 研修室
出席者氏名	<p>加納 洋子 木村 辰郎 下里 隆史 篠原 徳守 鈴木 健司 坂井 修一 大崎 逸朗 柏崎 周一 中戸川 正 福岡 祐子 米山 康之 水島 修一 寺田 洋</p> <p>事務局：福祉部長 高齢福祉介護課長 介護保険担当課長 高齢福祉介護課職員 株式会社サーベイリサーチセンター</p>
欠席者氏名	大木 教久
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	1人

(会議の概要)

議題1 平成28年度要介護認定状況、介護給付費の推移について(報告)(資料1-1~1-3)

説明【高齢福祉介護課：松尾担当主査、林主査】

事務局 それでは、議題1の資料1-1「平成28年度 介護保険の施行状況」について説明する。

介護サービスを利用するには、要介護認定を受ける必要がありますが、その認定を受けられる方は、65歳以上の方または、介護保険の対象となる16の特定疾病を患われている40歳から64歳の方となる。ただ認定者の多くは、65歳以上の方になるのでその観点から説明する。

「総人口に占める65歳以上の高齢者について」をご覧いただくと、本市の総人口は、平成29年4月1日現在241,718人で、前年に比べ、0.2%(445人)の増加となっている。そのうち、要介護認定の申請ができる65歳以上の方については、61,751人で、前年に比べ、2.1%(1,281人)の増加となっている。また、概ね4人に1人(25.5%)が、65歳以上の方となっている。

75歳以上の方についても、前年比で5.5%(1,557人)増加しており、ページ右側の棒グラフ「65歳以上人口の推移」で平成25年からの推移を示しているが、この表からも寿命が延び年齢を重ねることで高齢者人口が、増加していることが読み取れる。

続いて、「介護保険の施行状況について」であるが、平成28年度の要介護等認定の申請件数は10,591件で、前年度と比較して、3.1%(318件)増加している。

この申請件数を審査判定するため、「(2)介護認定審査会の開催回数」にあるとおり、28年度も27年度同様に、271回の審査会を実施したが、一回当たりの審査件数を増やし対応した。

申請されたもののうち、取下げ等なく実際に審査判定に至ったものは、「(3)介護認定審査会における審査判定の結果」のとおり、10,071件となっており、前年度比で4.1%の増加となっている。

そのうち、非該当、要支援1、2について認定者に占める割合は、審査判定全体の約4割でここ数年、推移しており、介護の早い段階で申請が行われていることが推測される。

次に「(4)要介護認定者の構成」の認定者は、9,109名とあり、審査判定の件数(10,071件)と異なっている。これは、有効期間内に見直しの申請を行い、1年のうちに複数回、審査判定を受けている場合や認定の有効期間が最長の24か月に設定されていて、28年度に審査判定を受けていない場合などがあり、認定者数と審査判定件数は一致していない。

なお、この9,109名の要介護等認定者のうち、65歳以上の高齢者である第1号被保険者は8,912名で、はじめにご説明した65歳以上の人口である61,7

51人に占める割合（認定率）は約15%で、現時点では65歳以上の高齢者のおよそ7人に1の方が、何らかの要介護等認定を受けているという状況となっている。「介護保険の施行状況の変動」については、これまでの説明を平成23年度～28年度の推移として3つの表に取りまとめたものとなっている。

以上が資料1-1の説明となる。

事務局 続いて、資料1-2と1-3「介護給付費の推移について」説明する。

最初に、資料1-2であるが、これは介護給付費4項目に係る平成28年度の第6期計画値と決算見込み額の比較を記載している。1「介護サービス諸費」（要介護認定者への保険給付）については、計画値121億1,883万8,885円に対して、決算見込み額が110億9,075万3,334円となっている。計画値が決算見込み額に対し10億2,808万5,551円上回っている。

2「介護予防サービス諸費」（要支援認定者への保険給付費）については、計画値13億1,420万5,156円に対して、決算見込み額が10億8,611万2,951円となっている。計画値が決算見込み額に対し2億2,809万2,205円上回っている。

3「高額介護サービス費」については、計画値2億6,504万2,939円に対して、決算見込み額が3億1,720万805円となっている。決算見込み額が計画値に対し5,215万7,866円上回っている。

4「審査支払手数料」については、計画値1,310万450円に対して、決算見込み額が1,043万113円となっている。計画値が決算見込額に対し、267万337円上回っている。

全体としては、計画値137億1,118万7,430円に対して、決算見込み額が125億449万7,203円となっている。計画値が決算見込み額に対し12億669万227円上回っている。

続いて、資料1-3の説明に移る。介護給付費4項目に係る平成27年度決算額と平成28年度の決算見込み額の比較を記載している。

1「介護サービス諸費」（要介護認定者への保険給付）については、平成27年度決算額108億2,795万9,626円に対して、決算見込み額が110億9,075万3,334円となっている。28年度の決算見込み額が2億6,279万3708円上回っている。

2「介護予防サービス諸費」（要支援認定者への保険給付費）については、平成27年度決算額10億9,112万635円に対して、決算見込み額が10億8,611万2,951円となっている。27年度の決算額が500万7,684円上回っている。

3「高額介護サービス費」については、平成27年度決算額2億6,119万7,183円に対して、決算見込み額が3億1,720万805円となっている。28年度の決算見込み額が5,600万3,622円上回っている。

4「審査支払手数料」については、平成27年度決算額885万6,008円に対して、決算見込み額が1,043万113円となっている。28年度の決算見込み額

が157万4,105円上回っている。

全体としては、平成27年度決算額121億8,913万3,452円に対して、決算見込み額が125億449万7,203円となっている。28年度の決算見込み額が3億1,536万3,751円上回っている。

以上が資料1-2、1-3の説明となる。

委員長 介護給付について、要介護3及び4の増加率が上昇しているが、上昇を抑えるための市の方針があれば教えて欲しい。

事務局 現在は、要介護状態を予防する事業展開は実施しているが、その先の事業展開については、まだ見えていないという現状である。

副委員長 定期巡回随時対応型訪問介護看護と複合型サービスについて、平成28年度は執行されなかった部分があるようだが、市民への影響はないのか。

事務局 これらのサービスは、第6期計画期間中に事業所を選定し、運営する計画であったが、現在のところ実施している事業所は無いという状況にある。そのため、項目としては記載があるが、数値は0となっている。

また、定期巡回随時対応型訪問介護看護は、地域密着型サービスに該当するサービスとなり、基本的には事業所が所在する市町村の市民が利用するが、例外として住所地特例の施設にお住まいの方は、その施設が所在する地域密着型サービスを利用できることとなっている。例えば、藤沢市の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者専用賃貸住宅などにお住まいの方が、藤沢市の定期巡回随時対応型訪問介護看護を利用できる、といったことである。

その結果、決算額としては挙がっている。しかしながら、必要性を踏まえ第6期計画に位置付けていることから、市民サービスのために整備に努めていきたいと考えている。

篠原委員 通所介護について、平成27年度と比較し、平成28年度の給付費の決算額が下がっているが、これは逆に施設入所者が増加しているということか。一方、地域密着型通所介護については決算額が増加しているが、これらの相関はあるのか。

事務局 平成28年4月の介護保険制度の改正により、定員18名以下の施設は地域密着型通所介護の枠に移行したことから、決算額として通所介護は減、地域密着型通所介護は増となっている。

柏崎委員 平成27年度と比較し、決算額が10億円程度削減されたとのことだが、この余剰金の用途について教えて欲しい。

事務局 平成28年度に予算を下回った額については、国や県等の財源は給付実績がないものには歳入されないため余剰にはならず、保険料収入が充てられる予定額となっていた額については、余剰分として基金への積み立てとなる。

柏崎委員 平成27年度と比較し、高額介護サービス費が上昇しており、今後も上昇すると思われるが、予算額が増額していないように見受けられる。

事務局 当初予算額については、増額されている。計画書に示している計画値と決算額との差については、当初見込んでいた金額よりも、多く支出が発生しているという意味である。自己負担額の見直しによって、サービスを利用する本人の負担が2割に上がった時点で、高額の基準に該当する方が増え、そのことによって高額介護サービス費として給付する額が増えたことによるものである。

委員長 他に質問がなければ、次の議題に進みたい。

議題2 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価及び第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画への事業の位置づけ並びに課題について(意見聴取)
(資料2-1～2-5)

説明【高齢福祉介護課：三澤担当主査、株式会社サーベイリサーチセンター：石塚様】

事務局 議題2の第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における平成28年度分事業評価及び基本方針ごとの評価結果について、最初に資料2-1～2-3を使用し、説明する。

まず、評価の方法についてだが、資料2-2にあるとおり、評価指標の設定ある事業及び数値目標のある事業については、目標値に対する達成状況に応じて、S～Eの6段階で評価している。Zは未着手事業となっている。また、指標の設定がない事業、数値目標がない事業については、その事業の進捗状況を評価している。それ以降は、基本方針毎に各課に協力いただいた、事業ごとの評価を掲載している。

今回、計画に掲載されている事業は165事業であり、そのうち、評価指標のある事業は79事業、評価指標のない事業は86事業となっている。平成28年度の事業評価は、評価指標がある79事業のうち、「S評価」が59事業で、7割を超えており、「A評価」を加えると、8割以上となる。

また、評価指標のない86事業のうち「予定より早まっている」が2事業、「予定どおり進んでいる」が78事業となっており、9割近くの事業が概ね順調に進んでいる。事務局としては、平成28年度は事業全体として予定通り進行していると評価する。

続いて、資料2-1であるが、基本方針1～6の評価について説明する。最初に、基本方針1「高齢者の多様な生きがいのづくりの支援」であるが、この事業は高齢者

の方の就業や趣味など、社会参加の充実を目指すところを目的としている。ここでは、全部で30事業あり、指標があるものが16、指標のない事業が14となっている。その事業のうち、「地域における居場所づくりの取り組み支援」については、高齢者の居場所となる、新たなサロンの立ち上げを推進するとともに、担い手不足については、サロンの参加者自身が担い手になるなど、新たな視点を取り入れ、地区や関係団体と取り組みを引き続き進めていく必要があると考えている。

また、生涯学習や世代間交流の促進に関する事業も概ね順調に取り組みがなされており、今後も、高齢者の趣味の活動や生涯学習、社会参加を促進するための施策の充実を図っていききたいと考えている。

セカンドライフセミナー及び生涯現役応援窓口では、参加者数及び新規利用者数の伸び悩みがあり、効果的な周知・広報、運営手法が課題となっている。また、中高年齢者就業支援事業やシルバー人材センターの活用等、各課の横断的な取り組み、連携を通して、社会参加に向けた環境の整備を推進して行く必要がある。

次に、基本方針2「高齢者の健康づくりと介護予防の充実」では、高齢者の方がいつまでも元気でいられるよう、健康づくりや介護予防に関する取り組みを進めている。ここでは全部で33事業あり、指標があるものが19、指標のない事業が14となっている。各課が進めている「健康づくり、健康増進」の支援については、健康増進を目的に身体を動かす機会を増やすことだけでなく、健康診査やインフルエンザ予防接種等を通じて、身体の内部からも健康増進に繋がる支援を実施し、また、要介護状態にならないための取り組みが多く実践されている。今後も急速な高齢化に対して各事業の情報発信を強化し、高齢者の社会参加を更に促進するための施策の充実化を図っていく。加えて、生活支援サービスの充実・強化については、多くの対象者が利用しており、在宅における自立した日常生活の維持・継続が図られているが、各種サービスを知らない対象者に対して、更に情報発信体制を強化する必要があると考えている。

次に、基本方針3「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」では、高齢者の住環境、防犯や安全対策、各種相談対応の充実などを推進している。ここでは全部で42事業あり、指標があるものが17、指標のない事業が25となっている。

高齢者が安心して暮らせるまちづくりに向けた住環境や防犯、災害時に向けた支援及び交通安全、相談業務等の様々な視点からの取り組みが順調に進められている。安心・安全なまちづくり、防災に関しましては、全て「S」評価、または「予定どおり進んでいる」となっており、事業が順調に進捗していると考えられる。また、居住支援等の相談業務等においては、事業の周知を図っていく必要がある。

次に、基本方針4「地域における高齢者の支援体制づくり」であるが、本計画のメインとなっており、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域に存在する多様な主体の連携や基盤の整備を通じ、高齢者を地域が支える体制、「地域包括ケアシステムの構築」を推進していくものです。

ここでは全部で38事業あり、指標があるものが19、指標のない事業が19となっている。

地域包括ケアシステムの構築に向けた、基盤整備は平成27年度と同様に概ね予

定通り進んでおり、「在宅医療連携拠点整備事業」では、地域の在宅医療・介護の相談窓口として、平成29年6月に「在宅ケア相談窓口」を開設したため、周知や相談体制の充実を図る必要がある。地域の相談窓口の周知と機能強化については、「茅ヶ崎市営小和田住宅外複合施設整備事業(地域包括支援センターの移転・併設)」及び「コーディネーター配置事業」に遅れがみられる。

また、平成28年度は「高齢者のガイド」を作成し、平成29年4月に発行することで、高齢者への情報提供の充実に努めたが、地域の相談窓口である地域包括支援センター等の認知度は低いため、今後も高齢者の抱える様々な不安の解消のため、地域包括支援センターをはじめとする地域の相談窓口の周知及び機能の強化に努める必要がある。

他に、高齢者を介護している方に対する支援については、現在行っている「家族介護教室」があるが、介護している家族の日程調整等が困難なため、介護している家族の参加が少ないという現状があり、改善する必要があると考えられる。今後も介護する側の負担軽減のための支援を継続して実施する必要がある。

次に、基本方針5「認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり」で、認知症の予防および認知症高齢者を支えるための体制づくりを推進している。ここでは全部で10事業あり、指標があるものが4、指標のない事業が6となっている。

平成27年1月より「認知症初期集中支援推進事業」を実施し、認知症が疑われる高齢者の早期発見・早期対応に向けた支援を行うことができたが、医療機関につながらない事例やサービスの導入が困難な事例が多いことから、より良い支援を検討していく必要がある。認知症に対する理解を深めるための「認知症サポーター養成講座」については、受講者数も順調に増加しており、今後も継続的に実施し、地域で認知症高齢者を支える体制の構築に努めていく。

「認知症地域推進員配置事業」は、認知症施策検討会で認知症地域支援推進員のあり方について検討を行い、平成29年4月から配置となった。「認知症ケア向上推進事業」は平成29年度以降に実施を予定している事業であるため、平成28年度は主に事業内容の検討期間となっており、検討内容を活かし、次年度以降の事業実施を推進していきたく考えている。

最後に、基本方針6「予防給付及び介護給付サービスの充実」であるが、要介護等の認定者が介護保険の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるように、保険給付サービスの充実に取り組むもので、全部で12事業あり、指標があるものが4、指標のない事業が8となっている。なお、保険給付の見込量の設定については、事業数には含めていないため、資料2-3を後程、ご覧いただきたい。

地域密着型サービスの整備については、予定より遅れているが、住み慣れた地域で、必要な介護サービスを希望する高齢者が受けられるように、引き続き事業を進めていく必要がある。また、平成29年4月からの介護予防・日常生活支援事業総合事業開始に伴い、住み慣れた地域で介護サービスを希望する高齢者が必要なサービスを受けられるように、介護保険制度についての周知を引き続き行っていく必要があると考えている。

以上、資料2-1、2-2、2-3の説明となる。

委員長 初めに、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の評価について説明いただいたが、質問、意見はあるか。

篠原委員 茅ヶ崎市の振り込め詐欺の被害件数が県内でも上位であると聞いているが、基本方針3(2)にある、「安心・安全なまちづくり」の「犯罪未然防止」の評価がSとなっているのはなぜか。

事務局 この事業の評価指標はチラシ配布、メール配信等の啓発活動数となっているため、それについてはS評価という結果である。こちらについては様々な手法で啓発活動を実施しており、今後も引き続き警察等の関係機関と連携し、被害の防止に向けて取り組んでいく。

篠原委員 認知症患者増加等により、心のバリアフリーを推進する必要があると思うが、それについての取り組みはどの事業に組み込まれているのか。

事務局 都市政策課において、バリアフリー基本構想に基づく取り組みを実施しているが、その中で心のバリアフリーに関する取り組みについても引き続き進めていくとのことである。

米山委員 基本方針6の(2)介護保険施設等の整備の中で、地域密着型サービスの整備が予定より遅れているとのことだが、地域密着型サービスの中でもどの種類のサービスが遅れているのか、また遅れている要因について教えて欲しい。

事務局 平成28年度中に公募を実施したサービスのうち整備につながったのは、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護事業所の併設施設の1施設に留まった。整備に至らなかったのは、看護小規模多機能型居宅介護事業所で、公募により選定するも、事務手続きに時間を要する状況が発生したため、事業者から辞退されたことによるものである。平成29年度中の整備を目指し、引き続き公募を実施する。

また、今期中の整備は難しいが、看護小規模多機能型居宅介護事業所については、第7期計画策定に向けて、当初目標までは達成したいと考えている。

米山委員 資料1-2に、介護老人福祉施設の執行率が85.1%等とある。平成27年4月より特別養護老人ホームの利用者が介護度3以上となり、重度化が進んでいるという状況もあるが、執行率からみると、ベッドが空いているということか。

事務局 第7期計画の策定に向け、介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム等へヒアリングを実施しているところだが、その施設のうち待機者が減っているという声も聞いている。ただし、ベッドが空いているという認識はなく、介護報酬の見直し等が少なからず影響していると考えられる。

委員長 続いて、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画への事業の位置づけ並びに課題について、説明をお願いしたい。

事務局 資料は2-4、2-5を使用するが、今回は第7期の計画策定に向けての総論という位置付けでご確認いただきたい。

最初に、全体の流れであるが、第1章では、第6期計画の主旨、計画の位置付け、基本理念を示しており、第2章では、市で所有している基本の統計、昨年度実施した意向調査結果を活用し、高齢者を取り巻く状況を図式化している。

第3章では、まだ空白の部分があるが、現在の人口等を用いて、将来推計を実施するとともに、国の動きを整理している。

第4章では、これまで第6期計画で取り組んできた事業の課題や振り返りを踏まえ、第7期計画の骨格を示している。時間の都合上、ポイントに絞って説明させていただく。

4ページをご覧ください。地域包括ケアシステムという言葉が示されているが、第6期計画の頃から使用されている言葉であり、第5期では地域包括ケア体制というような言葉で示されているものである。

これは、段階の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的かつ包括的に提供される社会的な仕組みのことを指す。ページ中央にある図をご覧くださいと、図中央に住まいがあるが、これは自宅だけではなく、有料老人ホームや高齢者専用住宅等も指す。その住まいを中心として、もし介護状態になってもそれに伴うサービスを受けて、在宅で生活できるようにしたり、もし病気になったら通院や入院のうえ治療を受け、回復したら、再び在宅で暮らしていく、といった循環システムがイメージされている。

さらに、介護状態や病気にならないために、図の下段にあるように、生活支援サービスを受けたり、自らが介護予防に努めたりという好循環ができるという概念になる。

この地域包括ケアシステムは、行政側だけではなく、地域と一体的になって様々な役割を持つ方が連携し進めていくものであり、みなさんにはこちらの内容をご理解いただきたい。

次に5ページの上段をご覧くださいと、第7期計画の計画期間の図を示しており、平成30年度から平成32年度の3か年計画となる。

第7期計画の基本理念は第6期計画から変わっていない。第6期計画を策定時、平成37年度を見越した計画を策定しており、地域包括ケアシステムの構築をするという趣旨で策定している。今回の第7期計画も、第6期から策定した計画の中長期的な見直しの中で進めるという位置付けにあることを、ご理解いただきたい。

また、第7期では、国の指針において地域包括ケアシステムの構築に向けて、より深化、推進していく、ということが示されている。すなわち、これまでやってきたことを単に拡大するというものではなく、第7期では「質を高めていく」という

方向性である。

基本理念は第6期計画を踏襲するというお話をしたが、その後につながる施策についても、展開については大きくは変わらない計画となる。ただし、各事業については、先ほど振り返りを実施したとおり、課題がまだまだあるというところである。そういったところの課題解消を目指していき、最終的には地域包括ケアシステムを深化、充実させていくということが目的であるということをご理解いただきたい。

8ページからは、統計資料を記載している。国勢調査のデータや、年の中央というタイミングで10月1日現在のデータを使用するケースが多いため、平成29年については空欄となっている。また、今後データ化が進んでいくものについては空欄となっているが、視覚的に茅ヶ崎市の状況が見ることができるよう示していく。

次に、第3章については、現在、事務局で推計を実施している最中であるため空欄となっているが、次回の推進委員会では、将来見込ということで、平成30年以降の人口及び要支援・要介護認定者数の推移等をお示しする予定である。

33ページでは、計画策定にあたり、介護保険法等の一部を改正する法律が先日可決されたが、その動きとして、地域包括ケアシステムの深化・推進という内容、介護保険制度の持続可能性の確保を目指していくことについて示している。

安倍政権の独特な流れになるが、1億総活躍国民会議というものが作られおり、介護離職0に向けた動きもある。昨年茅ヶ崎市でも意向調査を実施したが、介護離職0を目指すための意向項目を作成し、実施している。

34ページからは、第6期計画の評価及び第7期計画の方向性を総括した部分となる。53ページでは、第7期計画の基本方針及び施策の方向性について定義づけている。第6期計画と大きくは変わらないが、2点、修正及び改編した部分がある。

1点目は、第6期計画時には基本方針4の(1)地域包括ケアシステムの構築に向けた基盤整備の施策の方向性があったが、地域包括ケアシステムは、基本方針あるいは施策の方向性という1つの小さい枠にとどまるような概念ではないため、基本方針の枠組みとしては解消し、そこに紐づいていた事業は他の基本方針に振り分けることとした。また、次期計画としては(5)として在宅医療及び医療と介護の連携推進といった新しい項目で施策を展開する。

2点目は、基本方針6の微調整であるが、平成29年4月から介護予防日常生活支援総合事業が開始されたことに伴い、第7期計画では基本方針6の名称を介護保険サービス及び介護予防生活支援サービス事業の充実ということに修正した。また、施策の方向性についても保険給付等の見込み量の設定で文言の幅を広げる措置をとった。

54ページ及び55ページでは、第7期計画の施策の体系を掲載している。資料2-4は総論部分であり、現在、事務局では関係各課との協議の中でそれぞれの基本方針、施策の方向性に紐づく事業について整理しているところである。また、資料2-5は、将来的には次回の推進委員会で計画素案として示すものである。

基本方針1については、全27事業紐づいている。基本方針2については全34事業、基本方針3は全41の事業基本方針4は35事業、基本方針5は全14事業となっている。

基本方針6の(1)から(6)については事業としてカウントしていないため、(1)と(6)を除いて13事業紐づいている。(1)はホームヘルプやデイサービス等の細かい事業が入っている。これは通常の事業としてカウントしていない。

以上、第7期計画では、基本方針1から基本方針6まで、再掲を含み164事業を位置づけるよう、現在進行している。次回の推進委員会の際にお示ししたいと考えている。説明は以上である。

委員長 新たに事業展開するものと、既存の事業の棲み分けがわかるように記載いただきたい。

事務局 了解した。

委員長 他に質問等なければ、次の議題に進みたい。

議題3 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業所及び地域密着型サービス事業所の指定について（意見聴取）（資料3-1、3-2）
説明【高齢福祉介護課：松尾担当主査】

事務局 議題3について、資料3-1、3-1を使用し「指定地域密着型サービス事業所の新規指定について」説明する。最初に、資料3-1であるが、こちらは、利用定員10名の地域密着型通所介護の新規指定となる。運営法人は(株)おたがいさまで、法人及び指定申請に係る事業所の所在地は、市内富士見町15-7である。事業開始が7月1日からということで、既に事業を開始している。

こちらの事業所はもともと別の運営法人が経営していたが、従業員が当該法人から独立し、運営法人(株)おたがいさまを立ち上げて、事業所の運営を継承している。従って、利用者及び介護職員も引き継がれているとのことである。次に、資料3-2だが、これは「茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業」に係る事業所の指定についてである。第1号通所事業所については、6月1日付けで2事業所、第1号訪問事業所については、6月1日付けで5事業所、7月1日付けで2事業所を指定した。議題では、両者とも意見聴取となっているが、本日時点で既に事業を行っているので、報告となる。資料3-1、3-2の説明は以上である。

委員長 説明は以上となるが、質問、意見はあるか。なければ次に進みたい。

議題4 平成28年度地域包括支援センター運営評価について（意見聴取）（資料4-1、4-2-①~⑫、参考資料1、2）
説明【高齢福祉介護課：吉武課長補佐】

事務局 議題4について、資料4-1、4-①～⑫及び参考資料1～2を使用し、平成28年度茅ヶ崎市地域包括支援センター事業評価について説明する。

まず、参考資料1の項番1だが、本日いただいた意見を踏まえ、市としての最終評価を実施し、次回の推進委員会で、報告予定である。

基幹型包括支援センターとしての評価は、項番2の(1)のとおり、ヒアリングの視点について話し合い、それをもとに全ての地域包括支援センターに対する確認事項、ヒアリングで、個別の包括のみに質問することを整理した。

ヒアリングは、基幹型包括支援センターの職員3～4人で、各包括に出向き、概ね60分程度のヒアリングを実施した。その後、職員4人がそれぞれ評価した評点等を持ち寄り、その根拠等の意見交換を行い、基幹型包括支援センターとして評価したものが、資料4-①～⑫である。

すべての包括で、茅ヶ崎市第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画や地域包括支援センター事業運営方針・実施方針等に沿って、事業計画を立て、事業を実施していた。また、後期高齢者が急激に増えること、認知症や独居高齢者の増加が見込まれること等の、これから先の高齢者の状況を踏まえた取り組みを実施していた。

地域の方々とのネットワークの構築の成果としては、地域の方々和各包括との関係性のみならず、関係者同士のネットワークも強まっている傾向にあり、取り組みに成果がみられているものと判断する。また、いずれの包括においても各職種の専門性を大切にしながら、お互いに意見交換を行い、効果的な組織運営に努めている。

介護予防プラン委託先や居宅介護支援事業所の紹介先等について、紹介した先とその理由を明確にしている包括が多く、市からの委託を受けている公的な機関であることを認識しながら、公正中立な事業運営に努めていることを確認した。

緊急時の連絡網等については、職員の交代等を反映した連絡網となっていない包括が若干あったが、ほとんどの包括が緊急時の対応についてのフローチャートを準備するなどの対策をとっていることを確認した。

苦情・要望に対する方針について、包括への苦情等のみならず介護保険制度に関する苦情やヒアリハットについても記録を残すなど、苦情・要望等に対して意識が高い包括もあった。また、包括に委託している総合相談などの包括的支援業務を着実に実施しながらも、地域の実情に配慮しながら、包括独自の取り組みをおこなっていた。

以上の結果、すべての包括において、求められる評価基準を満たし、事業を円滑に実施しており、一定の成果がでているものと考ええる。

次に、各包括について御意見、ご助言をいただきたく、基幹型評価等を報告するが、4包括毎に報告させていただく。

資料4-1の①、包括ゆずであるが、包括支援センター運営基準等を全て満たした上で、地区内の運動に関するニーズをキャッチし、独自事業として、運動教室を実施した。また、介護支援専門員サロンやケアマネ向け地域ケア会議を事業計画に位置づけ実施している。緊急時対応の具体的方針5-1について、評価が3となっている。これは、緊急時に連絡が取れないことがあったことが理由だが、その後、早々に、法人本部との連絡体制も含め改善を図っている。

資料4-1の②の包括あいについては、今年度の重点的な取組方針の1-2、及び組織の運営体制の具体的方針2-2について、3と評価していた。基幹型としては、平成29年度から、自治会の地区編成が変わる方針を受け、地域の方々と円滑な連携が図れるよう、調整していたこと、及び、退職による影響を減らすため、引き継ぎの工夫を行っていたことや、職員の定年等を見込んで職員を確保するなどの対応をとっていたため、評価は4とした。

次に、れんげについては、自己評価と基幹型評価に、ずれがありますが、自治会長と防災等について話し合いをするなど、地域の方々と協力体制が構築されていること、法人として業務改善に向け具体的な取組を実施し、職員間での話し合いを積極的に行っているため、目標達成に向けた課題認識が明確になっているものと判断した。

次に、包括さくらであるが、地域ケア会議を各地区で実施し、9か所の地区サロンへの支援を行うなど、地域に根ざした活動を行っている。緊急時対応の具体的方針において、災害時の行動基準について、具体的な災害をイメージしながら参集基準等を話し合っている段階である。

以上の結果、包括ゆず、あい、れんげ、さくらの4つの包括いずれにおいても、求められる評価基準を満たし、事業を円滑に実施していた。また、その結果、一定の成果が出ていると考えている。第一段階として、4つの地域包括支援センターの評価については、以上である。

委員長 4包括の説明は以上となるが、質問、意見はあるか。

副委員長 地域包括支援センターさくらの評価のうち、「5. 緊急時対応の具体的方針」の中で、評価が「3」となっているものがある。内容を見ると「4」の評価でも良いように感じるが、どのような説明のもと、評価を依頼しているのか。

事務局 「5. 緊急時対応の具体的方針」の評価については、緊急時対応として、日常的にどのような取り組みをしているのか、マニュアルに沿った取り組みをしているか等を具体的な評価基準としている。

副委員長 評価時の基準について、わかりやすく記載して欲しい。

事務局 了解した。

柏崎委員 評価について、数字での評価にこだわらず、各センターで未達成な部分等について言及してもらおうほうが望ましいのではないか。

事務局 運営協議会の意見としては、具体的な部分についても掲載していく。

委員長 他に意見がなければ、次に進みたい。

事務局 続いて、資料4-1の⑤包括みどりであるが、地区のキーパソンが交代になるなか、地区の関係機関の方々との関係づくり等を重視し取り組んでいる。また、みどり独自で取り組んでいる脳活クラブは、地域の高齢者に定着している。

一方、ケースに関する情報共有が十分でなかったことから、対象者への影響はなかったものの、市との連携がうまく図れなかった案件があった。また、公正・中立性確保のための具体的方針について、職員の退職に伴い、4月において同法人への委託が急に増えたことから、公正中立に関して指導し、改善がなされている。これらのことから、基幹型の評価は、求められる評価基準は満たしているが、成果とはいえないと判断し、包括の自己評価より、一部下げている。

続いて包括すみれは、地域の方々と連携協力しながら、孤独・孤立を防ぐための、「湘南みまもりタイ」を作成するなど、地域を巻き込みながら活動している。また、ハマミーナの防災について、誤報があり緊急時が発生し、備えてあったマニュアル等の課題に気づくことができ、その改善に取り組んでいることから、基幹型としては、成果が出ているものと判断している。

次に、包括くるみは、緊急時対応の具体的方針について、平成27年度において指摘された課題に、平成28年度早々に改善を図っている。また、改善にあたっては包括内で話し合いを繰り返し、職員間の連携と共有が図られていたことから、具体的成果がでてきているものと判断した。

続いて包括あかねは、4と評価したことについて、目に見える成果があった場合に、具体的な成果が見られると判断していたが、基幹型のヒアリングにおいて、例としてヒアリハットへの意識が高いことや、災害に備えた備蓄や持ち出し書類の確認ができているなどの理由から、基幹型としてはこれらを具体的な成果と判断し、評価を上げた。

以上のことから、みどり、すみれ、くるみ、あかねの4つの包括、いずれにおいても、求められる評価基準を満たし、事業を円滑に実施していた。また、その結果、一定の成果がでてきているものと考えている。

委員長 4包括の説明は以上となるが、質問、意見はあるか。

副委員長 地域包括支援センターくるみについて、「7. 苦情・要望に対する具体的方針」では積極的な取り組みを実施していると見受けられるが、評価が「3」の理由について教えて欲しい。

事務局 平成27年度と比較して意識が向上しているが、他の内容と比べて効果が出ていないため、「3」としている。

委員長 他に意見がなければ、次に進みたい。

事務局 続いて、資料4-1の⑨包括青空では、振込詐欺防止等のための寸劇を包括で考え、チーム「青空劇団」として、高齢者サロン等で活動している。また、退職時の引き継ぎについて、平成27年度の反省を踏まえ、引き継ぎ者と引き継がれる新しい職員が、一緒に訪問するなどにより、対象者への支援が円滑にできるよう、配慮がされていた。

また、公正中立に向けて、年2回ほど、職員間で学習会を行い、委託先を選定した理由等を明記するなど、適正な対応をしていた。

包括さざなみは、認知症カフェや、介護と子育てをしている方を対象としたダブルカフェ等、松浪地区の現状を踏まえ、包括独自の取り組みを積極的に行っている。個人情報取り扱いについて、問題は生じていないが、メールによる個人情報の取り扱いについて意識不足が見られたため、基幹型としては、「3」の評価とした。その後、組織全体で意識を見直す取り組みが見られている。

包括あさひについては、組織の運営体制の具体的方針において、朝のミーティングをスーパービジョンの機会ととらえ、ケース対応等の助言を行っていることや、防災・減災に向けた日常的な取組として、地域の防災訓練への参加意識を持ち、また防災減災に必要な物品を備蓄している等により、評価を4とした。

次に、包括わかばは、ヒアリング等をとおして、まちぢから協議会の福祉部会のなかで、高齢者の居場所づくりに積極的に関わるなど、地域との協働意識が高いと判断した。地区内に、個々の対象者について、職員間で利用者に適切な居宅介護予防事業所を検討するなどの取り組みをしているが、一覧表等を用いての全体管理には至っていなかった。また、緊急時の体制について、SNS等を用いて職員間の緊急連絡体制は整っていますが、電話回線の切り替えが遅く、短時間ではあるが、市民からの電話が繋がらなかったことが複数回みられたため、評価を「3」とした。

青空、さざなみ、あさひ、わかばの4つの包括、いずれにおいても、求められる評価基準を満たし、事業を円滑に実施していた。また、その結果、一定の成果がでているものと考えている。

説明は以上となる。

委員長 4包括の説明は以上となるが、質問、意見はあるか。

柏崎委員 地域包括支援センターさざなみは、「5. 緊急時対応の具体的方針」の評価において、体制整備はされているようだが、具体的にどのように活用しているかのチェックをしていただきたい。また、あさひは「5. 緊急時対応の具体的方針」について、平成28年度は防災訓練に参加していないこと、「7. 苦情・要望に対する具体的方針」についてマニュアルが整備できていないとあるが、評価が「4」となっている理由を教えてください。加えて、話し合いをした内容は文書化し共有を行っていただきたい。

事務局 防災訓練については、地域での防災訓練が研修会となっていたため、参加できなかったということである。また、その他の意見についてはご指摘のとおりと

考えている。今回いただいた内容を踏まえ、市としての最終評価を取りまとめ、次回の推進委員会でお諮りする予定である。

委員長 他に質問がなければ、次の議題に進みたい。

議題5 その他

説明【高齢福祉介護課：三澤担当主査】

① 次回の委員会開催について（10月上旬）

委員長 他に質問がなければ、閉会とする。